
墨田区障害福祉計画

前期（平成18年度から平成20年度）



平成19（2007）年3月

墨 田 区

はじめに

わが国の障害者施策は、平成 15 年に支援費制度が導入され、平成 18 年 4 月には、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらずサービスを利用する仕組みを一元化し、施設・事業の再編や障害者の就労支援強化などをめざす障害者自立支援法が一部施行（平成 18 年 10 月全面施行）される等、大きな転換期を迎えています。

墨田区では、障害者施策の推進を図るための基本的な指針を示すものとして、平成 13 年に「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～第 3 期墨田区障害者行動計画（前期）～」を策定（平成 18 年 3 月後期計画策定）し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

この墨田区障害福祉計画（前期）は、障害福祉サービスの安定かつ円滑な提供を図る体制づくりを推進するために、障害者自立支援法に基づき策定されるものであるとともに、「すみだノーマライゼーション推進プラン 21～第 3 期墨田区障害者行動計画～」や「区民の健康づくり総合計画」の部分計画として位置づけられ、障害をお持ちの方々を取り巻く環境の変化や高齢化、障害の重度化等の様々な課題に適切に対応し、本区における障害者福祉の一層の向上を図るために、墨田区の特性を踏まえながら策定したものです。

計画の策定にあたりましては、障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、養護学校の代表者等を構成員とする障害福祉計画作成委員会を設け、協議するとともに、墨田区障害者施策推進協議会等と連携、調整を図ってまいりました。また、関係者団体へのヒアリングやパブリックコメント等も実施し、区民の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、とりまとめたものです。

「墨田区障害福祉計画」の着実な推進により、人と人とのふれあい・支えあいによる、やさしいまちづくりの実現、温かみのある地域社会の実現をめざして、今後も区民の皆様とともに努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 19 年 3 月

墨田区長 山崎 昇

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の性格と位置づけ	1
3. 計画の策定体制と策定方法	2
4. 計画期間と見直し時期	3
5. 障害者自立支援法によるサービスの仕組み	4
(1) 新しい障害福祉サービスの体系	4
(2) 支給決定までの流れ	7
(3) 利用者負担の仕組み	7
II. 墨田区における障害者の推移	10
1. 墨田区の総人口の推移	10
2. 障害者の推移	11
3. 障害の種別の推移と高齢化	12
4. 福祉サービス利用状況	14
(1) 在宅サービス	14
(2) 施設サービス	15
III. 数値目標の設定	19
1. 施設入所者の地域生活への移行	19
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	19
3. 福祉施設利用者の一般就労移行等	20
(1) 福祉施設利用者の一般就労移行	20
(2) 就労移行支援事業利用者数	20
(3) 就労継続支援（A型）事業利用者数	21
IV. 指定障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策	22
1. 訪問系サービス	22
2. 日中活動系サービス全体の見込み	23
3. 生活介護	24
4. 自立訓練（機能訓練）	25
5. 自立訓練（生活訓練）	26
6. 就労移行支援	26
7. 就労継続支援（A型）	28
8. 就労継続支援（B型）	29

9. 療養介護	30
10. 児童デイサービス	31
11. 短期入所	32
12. 共同生活援助・共同生活介護	33
13. 施設入所支援	34
14. 相談支援	34
V. 地域生活支援事業の実施	36
1. 相談支援事業	36
2. コミュニケーション支援事業	37
3. 日常生活用具給付等事業	37
4. 移動支援事業	38
5. 地域活動支援センター機能強化事業	39
6. その他の事業	41
VI. 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み	43
資料1. 計画策定のための体制及び検討経過	45
1. 計画策定のための体制	45
2. 墨田区障害福祉計画作成経過	47
資料2. 用語（キーワード）の解説	49
資料3. 他の計画との関係	50
1. 「墨田区基本計画」との関係	50
2. 「すみだノーマライゼーション推進プラン21 墨田区障害者行動計画」との関係	51
3. 「区民の健康づくり総合計画」との関係	52